

2006年3月 No. 458

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…シリーズ生活福祉資金貸付制度VOL.3
- 4面…京都府母子家庭等自立支援センター
一年を振り返って
- 6面…NPO法人活動紹介 丹後福祉応援団



丹後松島／版画

もえくさ

三月、学校は卒業、企業は異動や転勤など、別れの季節の印象が強い月ですが、空気が暖かく緩み、雪に覆われていた自然も人間も活動期を迎える月でもあるのです。

昔むかしは、三月が年の初まりで、二月が年末でした。暦を見ても二月が二十八日になったり、二十九日になったりして調整をするようになっていたのが、その名残です。

農耕を生活の中心としていた古代の人々は、農作業を始める月を一年の初めとしていたのです。現在、私達が使用する暦の元を作ったのは、ユリアス・シーザー（ユリウス・カエサル）です。三月から順に三十一、三十、三十一と交互に繰り返す、二月で調整をするように決めました。そして、自分の誕生日七月をユリウス（英語では「ユリウス」と名付けました）

その後、シーザーを暗殺して次の皇帝になったアウグスト（英語ではAugustus）は自分の誕生日八月が小の月であることを嫌って、シーザーに合わせて、八月も大の月とし以後の順を変更したので、七月と八月は大の月が続いているのです。（現在は、閏年の計算方式を変更したグレゴリウス暦が使用されています。）

学校の理科の時間には「氷が溶けたら水になる」と教わりますが、子ども達の心の世界では「氷が溶けたら春になる」です。

二カ月に一年の計を立てられなかった方は、二〇〇〇年前の暦の歴史と子どもの心に思いを馳せて、また、計は立てたが行方不明になってしまった方は、改めて気合を入れなおしてみてもいいかがですか。

何時も明日が人生最高の日になると希望を持って。

(自宅担保の生活資金金融)

長期生活支援資金貸付制度

わが家での老後の暮らしの安心を支援します。

京都府社会福祉協議会と府内市区町村社会福祉協議会は、高齢者に対して自宅を担保に生活資金を貸付ける「長期生活支援資金貸付制度」(リバース・モーゲージ)の相談・申込を受け付けています。この長期生活支援資金貸付制度は、年金などの所得は少ないが自宅を持っている高齢者が住みなれた住居で安心して暮らすことができる制度として注目されています。長期生活支援資金貸付制度について、(1)どのような制度なのか、(2)申込の条件・方法、(3)本制度の役割りと位置づけ、(4)本制度の今後の課題について解説します。また、制度利用者の声をご紹介します。

(1) どのような制度なのか

高齢者が住まいを担保に生活資金を借入れることができ、原則として三ヶ月に一度、資金が所定の口座に振り込まれます。そして借入者が亡くなられた後に連帯保証人や相続された方が売却して返済いただくことから、「リバースモーゲージ(逆抵当)」と言われていています。借入は担保評価額の一定範囲内となりますが、貸付限度いっぱいまで借入れた後も、生涯にわたってそのまま住居を利用し続けることができるのが特徴の一つです。

周知の通り、日本の公的年金制度の改革や生活保護制度のあり方が議論されているなかで、この長期生活支援資金貸付制度は、高齢者のゆとりのある生活を支える積極的な側面がある一方、高齢期の所得保障の仕組みが不十分なため、不安な老後生活を余儀なくされていることに対する補完的措置としての側面もあります。一方で、福祉制度として位置づけられているにもかかわらず、自宅(資産)を持っていない低所得の高齢者はこの制度を利用できる余地は全く考慮されていません。誰もが安心して老後生活を送るためには、根本的に「公的年金制度の充実」が不可欠です。

なお、この長期生活支援資金貸付制度は、京都府においては平成十七年一月三十一日よりスタートしています。一年を経過した現在まで、申込手続を含む五十三件の相談があり、四世帯に対して貸付を決定・実行しています。

(2) 申込の対象や条件・申込方法

主な申込条件は左記のとおりですが、他にも世帯状況や物件の状況に応じて貸付条件が変更されることがあります。借入申込をご希望される方は、先ずお近くの市区町村社会福祉協議会までお問合わせ、ご相談ください。

① 貸付対象世帯・条件(主な例)

- (1) 単独所有または配偶者と共に共有している不動産(土地・家屋)に居住していること。(マンション不可)
- (2) 賃借権等の利用権や抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (3) 配偶者又は両親以外の同居人がいないこと。
- (4) 原則として、65歳以上であること。
- (5) 市町村民税非課税程度の低所得世帯であること。
- (6) 現住所に3年以上住んでいること。
- (7) 原則として、担保不動産(土地)が1,500万円以上の価値を有すること。
- (8) 心身の状況を問わず、平均余命の全期間中、本貸付金と年金収入により十分な暮らしができること。
- (9) 原則として、生活保護受給世帯でないこと。
- (10) 原則として、推定相続人がいる場合はその全員の同意があること。

② 貸付内容

貸付限度額 (貸付上限額)	担保となる『土地』のみを評価対象とし、評価額の概ね70%相当額とします。 (例) 土地評価が2,000万円と鑑定された場合、1,400万円が貸付限度額です。
貸付月額	原則として、貸付月額の上限は申込世帯の生活保護基準の1.8倍以内を目安としたうえで、年金収入額等を差し引き、担保評価額を考慮して計算します。
送金方法	第1回送金は、登記が完了した後になります。以後、3ヶ月ごとに貸付金を交付します。
貸付期間	貸付元金金が、貸付限度額に達するまでの間が貸付期間となります。
貸付金利率	年3%または年度毎の4月1日時点の長期プライムレートのうち、低い利率です。 ※長期プライムレート：銀行が企業に対して1年を超える長期貸付(融資)するにあたって適用される一番優遇された金利(最優遇金利)のことです。
償還(ご返済)の方法	通常は、借入申込者の死亡により契約が終了し、一括返済(任意売却若しくは競売)していただくこととなります。ただし、配偶者がいる場合は配慮できる場合があります。

制度利用者の 声

『長期生活支援資金制度』の開始後に初めて貸付けたご夫婦の具体的な貸付事例を挙げ、この制度が高齢者世帯の生活にどのような形で関わり、役割を果たしているのかをお伝え致します。

【ケースの紹介】

二十四年来、K町にお住まいのAさん（七十九歳）、妻Bさん（八十九歳）ご夫婦。K町に移って来られる前は寿司屋を経営されてきました。

ご夫婦には、国民年金と僅かな貸しガレージの収入（併せて月額十二万円）しかなく、余裕のある生活を送ることができませんでした。特に将来的に介護サービスが必要となった場合の費用捻出の問題が悩みでした。この他にも、子どもがなく持ち家・財産の処分方法が定まっていないこと、ご自身の判断能力がなくなってしまうときの対応への不安、そして何よりも奥様患いのAさんは、自分が亡くなった後のBさんの生活を心配されています。このように、高齢夫婦世帯であるが故の不安を様々抱えながら生活をされています。

活資金の融資を受けられる「長期生活支援資金」があることを知り、長年住み慣れた家を手放したくないと考えていたご夫婦にとっては、まさに希望に沿う制度でした。その後、K町の社協が発行する「社協だより」に貸付制度の概要が掲載されたのをきっかけに、借入申込を行うこと



ば、ご夫婦が共に死亡した後の財産処分は、連帯保証人（実弟）がこれを引受けることが決定しました。また、自身の判断能力に支障が生じたときは、成年後見制度の活用につなげることが検討されています。さらに、仮に将来、夫のAさんが先に亡くなったときは、妻のBさんは、本資金の貸付を受けながら住み続けることができるとの見通しがつきました。

現在、このご夫婦は借入希望金額であった毎月五万円の貸付を継続して受けています。そして、これとは別に七十万円の臨時増額費用として借入申込を行い、生前に夫婦の墓地为貸付金によって建立しました。今後二人は、長期生活支援資金をさらに活用して、身体が不自由になった場合に備えて、バリアフリーの住宅の改修などをしていきたいと、今後の生活設計をしっかりと見据えて計画されています。

貸付決定後、ご夫婦に制度を利用しての感想をうかがうと「月額五万円と決して大きな貸付ではないので賢沢は出来ませんが、気分的に随分と余裕ができ、のんびりと生活出来るようになりました。それが何よりも一番です」と嬉しいお話を聞くことができました。

(3) この制度の役割と位置づけ

長期生活支援資金貸付制度は、高齢者の所得を補うことを第一義的な役割としています。さらに、高齢者は加齢と共に身体機能や生活状態は変化しやすく、たとえば介護の問題が生じたり、判断能力の低下によ

る金銭管理能力が問題となることが予想されます。そして、高齢者自らがこのような事態にかかわっての「将来の不安」を訴えられるケースが少なくありませんが、貸付

な悩みや不安の声を聞き、相談に応じることができません。先に紹介したご夫婦のケースのように、借入申込世帯の経済面の支援のみならず、精神面での「将来の不安への

有意義で価値あるものとする制度の一つといえるのではないのでしょうか。さらには、近年問題となっているリフォーム詐欺や振り込め詐欺などの被害、防犯の問題、火災や地震などの災害時への対応を

一年を振り返って



(4) 本制度の今後の課題

考えるとき、とりわけ高齢者は、「被害者」

であったり「災害弱者」となりやすい状況にあります。このようなとき、高齢者の地域社会における孤立を防ぐことが重要で、

地域住民や民生委員などの日常的な有形無形の見守り活動のほか、社会福祉協議会、福祉行政や社会福祉施設などの関係機関が協力をすすめるながら、普段から「暮らしの安心」を守るネットワークを張り巡らせておくことが大切です。このことは、長期生活支援資金貸付制度が住み慣れた地域での

生活を支え、地域福祉の視点で自立支援を

めざす趣旨に通っているものと言えます。

① 上記のような長期生活支援資金貸付制度の役割・位置づけに即して制度内容を充実させるためにも、早急な事業の実施体制の補強とこれに伴う行政支援が不可欠であると言えます。

② 長期生活支援資金貸付制度は法律的に専門的な内容が多く含まれており、高齢者に

とって契約内容を正しく理解することが難しい場合があります。たとえば、不動産担保権の設定や相続問題対策などの手続きが複雑になります。また、貸付額が大きく借入申込のための準備や貸付審査にかかる時間が長期化する傾向にあります。さらには、登記手続や不動産評価に要する鑑定料など

の契約費用が高額となります。このような利用をめぐる課題の改善をめざした検討が必要であります。

③ これら本貸付制度の課題の改善に向けて、厚生労働省をはじめとする関係機関への働きかけをすすめます。

また、制度の運用にあたっては皆様のご意見を伺いながらできる限り利用しやすいように努めてまいります。ぜひ長期生活支援資金貸付制度に対する皆様のお気軽なご相談をお待ちしております。

京都府母子家庭等自立支援センター

一 はじめに

京都府母子家庭等自立支援センターは、平成十五年六月に開設され、今年で三年を経過しました。

近年の離婚件数の増加に伴い、シングルペアレントが急増するなかで、就業による自立を支援するために設立された当センターは、求職相談と求人情報の提供を主な業務として、京都府内への巡回就労相談、就業支援セミナーなどを実施しています。また

今年度は、厚生労働省の新規事業である、短期職業訓練受講を希望される方を対象にしたの四日間のプレ職業訓練事業を実施しました。

センターの日常業務は、まず求職登録の受付です。登録にあたっては、就業に向けて、疑問、不安に思っていることについて相談いただき、就業する上での希望条件、希望職種などを求職票に登録していただきます。

二 求職登録・相談事業・求人情報等の提供

開設三年目の事業ということで、センターの存在が十分に周知されていない中で、事業の実施にあたっては、府民だよりや市町村の広報紙、新聞等への掲載をお願いしながら、シングルペアレントの方への周知を図りました。

情報の提供という点では、ハローワークなど、関係機関との情報交換を行い、

求職登録していただいた方には、京都府福祉人材・研修センターが発行する福祉職求人情報「すてっぴ」のほか、求職票に記載いただいた条件をもとに、ハローワークなどの情報を検索し提供しています。

就業支援セミナーでの様子



企業人からみた求められる人材などについて講義・演習を実施しました。

予定定員三十名の方に受講いただき、そのうちの十名が短期職業訓練に進まれています。

四 巡回就労相談の実施

当センターが京都市内にあり、来所することが困難な府内在住の方々のため、府内巡回相談を実施しています。巡回相談の実施にあたっては、管内の市町村の広報誌などへの掲載をお願いするほか、事前に府保健所および各市の母子自立支援員の皆さんを訪問し、相談のなかで就業に関する希望を持っておられる方へ巡回相談実施の周知をお願いするなど、事業の広報に努めています。

さらに、母子自立支援員の相談業務のなかで、求人登録を希望される方については、センターを紹介いただき、就業に向けて電話によるご相談も可能であることを周知してもらっています。

五 今後の課題

雇用情勢は改善しつつあるというものの、まだまだ厳しい情勢にあります。シングルペアレントの方々には、生活条件等の制約から、技能向上のための機会に恵まれにくい状況にあります。一方、求人側は、パソ

今日では、パソコン等の技術を条件とする求人先も多く、多くの方がパソコン研修等の情報を希望されます。センターでは希望される方について、求人情報の提供とともに、無料あるいは低額のパソコン研修、ホームページの情報提供をしています。

また、過去にパソコン操作ができていたにもかかわらず、時間を経て忘れてしまった方や研修を受講した後に操作する機会が少ないため、技能に自信をもてない方のために、予約制でパソコン操作のご相談も受けています。

休日、夜間の相談としては、毎月第二土曜日を休日相談日として十時から十六時三十分まで、第二火曜日を夜間相談日として、二十時三十分まで開設しています。

なお、今年度は、四月から十二月まで、三九四名の相談に対応しています。また、

求職登録していただいている方は、十二月末で、一三九名います。

三 就業準備セミナー、プレ職業訓練事業

センターでは、就業のための準備セミナーを実施しています。そのなかには、就業に向けての心得、模擬面接、就業における心構えなどの講義があります。一緒に受講いただいている方々の前で、現在の自分の課題、目標、予定などを一人ひとり報告いただくこともお願いしました。自分の意図や目標を明確に表現することの重要性を理解していただくことが目的です。今年度は、七月、十一月、三月に実施しました。

さらに今年度、九月に実施したプレ職業訓練では、職業訓練の概要、自己分析、適性診断、模擬面接や、福祉の仕事の説明

コン技術など高い技能を求められるようになっていきます。

そのため就業に向けては、求人情報を提供するのみでなく、短期職業訓練受講を希望される方々へのプレ職業訓練や、パソコン研修の情報提供のほか、相談のなかでの心のケアも必要となっています。これらの課題への対応は、センターのみでできるわけではありません。したがって、関係機関の関連事業の情報を収集し、登録者に有用な情報を積極的に提供していかねればなりません。その意味でセンターでは、職業訓練機関や研修機関の情報の収集に努めています。また今後一層、関係機関との連携を強めていくことが重要と考えています。

また、行政機関の求人も有用な情報となりますので、京都府、京都市及び各市町村各機関の非常勤職を含む求人情報の提供を期待しています。

京都府社会福祉協議会
京都府母子家庭等自立支援センター
電話 075-252-6010
〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
ハートピア京都地下1階



丹後福祉応援団

目指すは福祉のコンビニ

活動の紹介

NPO法人



理事長・三井健史さん

理事長の三井健史さんは、十六年間勤めていた老人ホームを退職し、平成十三年九月にNPOを設立されました。今年でNPO設立からちょうど五年目を迎えられます。老人ホームでの経験やネットワークを活かして、地域の様々なニーズに応えるために、幅広い内容の活動を展開されています。設立当初から現在に至るまでの活動状況、また将来の事業展開等についてのお話を伺いました。

「丹後福祉応援団」 その名前の由来と事業へのこだわり

長年勤めていた施設を退職した後、外から施設を「応援」したい。また一つの町だけで活動を展開するのではなく、町を越え

た「丹後」の地域で活動を支援したい。そんな思いから、「丹後福祉応援団」と名付けられました。

まず、NPOとして最初に取り組んだ活動は「移動福祉理美容車事業」でした。何らかの障害があつて、一般の理美容室に行くことのできない在宅の寝たきりの高齢者や障害のある方などに、元気な頃と同じように理美容サービスを利用していただきたいとの意図から事業をスタート。二トトラックの荷台を理美容室に改造した車一台は「ちよきぞう」と「ちよきこぞう」と名付けられました。現在では、京都府内だけでなく兵庫県にも広がり五市七町の老人ホームや福祉施設、病院などを定期的に巡回されています。利用者数も月に六百七十名。個々人の希望や要望を丁寧に記録した個人カルテも作成されています。介護が必要な方も安心して利用できるようにと、六名いるスタッフの理美容師は介護支援専門員や介護福祉士やヘルパーの資格を持っています。「たかが散髪、されど散髪。最近では、毛染めやパーマを希望する方の比率も増えている」と三井理事長は話されます。

在宅やデイサービスなどの少人数でも利用していただけるようにと小型車の「ちよきこぞう」も理美容車として活動しています。昨年には「ちよきぞう二号」が導入され、これまでのノウハウ

を活かして、最新のシャンプー台を装備する等、いろいろな所を工夫した理美容車になっています。

地域・生活に密着した事業展開

「丹後福祉応援団」の事務所は改造したトレーラーハウス。旧加悦町内にあるショッピングセンター「ウィル」の駐車場の一角にあり、道路からでもすぐに目に止まると



トレーラーハウスを改造した事務所



生活リハビリ道場のリハビリ訓練室

ころにあります。そのショッピングセンターの倉庫を改装して平成十四年十一月にはデイサービスセンター「のらくろ」がスタートしました。

元気・健康・向上心・笑いをテーマに年中無休で朝九時三十分から午後八時までオープンしています。午後八時までのオープンとしているのも、利用者や地域のニーズから考えられた時間設定です。利用者の家族からは「京都に出かけて用事を済まして帰ることができる」と大変喜ばれているようです。年中無休のため、二日でも家にいるよりはデイサービスに行った方が楽しいと三〜四名の利用者があるといいます。また、

地域の専門職との連携・協力

このショッピングセンターは旧街道沿いにあつた地元の商店主が集まって作られました。「地元に着したお店だからこそ理解と協力が得られた」と三井理事長は話さ

勇気ある一歩を
支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6295

れます。デイサービスを利用する方が買い物に訪れ、買い物客が増えることで、ショッピングセンターにも活気が沸いています。

平成十六年九月には、同じショッピングセンターの駐車場脇にある空店舗を改装して、リハビリ目的型デイサービスセンター「生活リハビリ道場」もオープン。「生活こそがリハビリだ」をモットーにバリアフリーではなく、「バリアありー」の在宅の環境に近い施設で、理学療法士、鍼灸師、手話通訳士、ドッグトレーナー、大道芸人、介護福祉士、看護師、栄養士など多彩な職員がかかわる中で、利用者が個々の生活リハビリメニューに取り組んでいます。

リハビリ訓練室には、パワーリハビリや物理療法、作業療法などのいろいろな器具も備えられています。四種類のパワーリハ

ビリのためのマシーン（器具）には、「けり丸」「おし丸」「ひき丸」「あけ丸」なイメージしたり覚えてもらいやすいようにこのことから名付けられているそうです。

これらのデイサービスセンターだけでなく、居宅介護支援事業、訪問介護事業、ふとん乾燥車「ほすぞう」事業等、現在では十事業を展開しています。どの事業もサー



バリアありーの「生活リハビリ道場」

ビスを利用されている方や家族、地域の声やニーズを受けて事業が展開されてきたと
います。当初は数名でスタートしたスタッ
フ数も、三井理事長の熱意やおもいに引き
寄せられ、総勢三十九名が自分の専門や得
意分野を活かして各事業で活躍されていま
す。

独自の事業展開の他にも、地元の業者と
の連携した住宅改修事業「もくぞうくん」。
またリハビリ道場横にオープンしたバリア
フリー型福祉歯科医院による訪問歯科診療
事業「かむぞう」も地域で実施されるなど、
業務協力による事業も実施されています。

次の事業展開に向けて

NPO法人を設立した当初は、丹後地域
で初のNPO法人格を取得した団体という
こともあり、「NPO」の存在がなかなか
知られていなかったようです。設立当初は
「事業を軌道に乗せていく上での運営資金
の確保が特に大変だった」と当時を振り返
られます。地元の銀行も「NPO」が全く
知られていなかったために、「NPOとは？」
から説明しなければならぬなど、融資金
を探すのも一苦労だったそうです。

三井理事長は、常に「地域のニーズとし
て何が必要なのか？」を考え、また一方で
「お年寄りの尊厳とは何か？」を地域へア
ピールしていきたいとも語られています。

地域のニーズとして最も多いのは、「家
で最期まで面倒を看たい」という願いだ

います。しかし、在宅介護を支えるサ
ビスの中で、短期入所介護（ショートス
テイ）が不足しているのが現状だとい
います。

「「やっかいものだから、ショートス
テイに行くんだ」というイメージを変え
たい」と、次の事業実施に向けた構想も
考えられています。「十八年度には何か
新しいものを作ろうと思っています。そ
のための十七年度は地盤固めの年です」
と次年度に向けた抱負を語られていま
した。

「こんな支援があったら…」という高
齢者や障害のある方々の願いを事業へ結
びつけ、「在宅でその人らしい生活を続
けていくためには？そのためのニーズは
何か？」を常に問題意識として持ち続け
事業展開をされている姿がとても印象的
でした。福祉の支援を必要とする人達が
気軽に立ち寄り、サービスを利用できる
「福祉のコンビニ」を目指し、ますます
期待が膨らみます。

丹後福祉応援団

〒629-2413

京都府与謝郡与謝野町温江仲縄12

ショッピングセンター

ウィル駐車場内

電話 0772-44-1122

FAX 0772-44-1155

平成17年4月 個人情報保護法・完全施行

社会福祉法人(施設)の 個人情報漏えい対応保険

(個人情報取扱事業者保険)



万が一、利用者等の個人情報が漏えいした場合、
社会福祉法人として賠償責任を負う可能性があります。
この補償制度では、利用者の個人情報を漏えいし
法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償します。

補償内容

……… 第三者への損害賠償 …………
…… ブランド価値のき損を防止・縮減 ……

特長

- ① 個人情報の定義を「死者の個人情報」にまで拡大
- ② 廃棄された個人情報の漏えいについても対象
- ③ 社会福祉法人(施設)の全ての業務を担保

ホームページに掲載しています。ご活用下さい。 <http://www.fukushihoken.co.jp>

——— この内容は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。 ———

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事会社〉株式会社 損害保険ジャパン

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。